

司法試験・予備試験短答過去問題集

刑事訴訟法①セレクション

第3編 公訴まで

- 解答ページの右上の問題番号（KS0000）に解説の YouTube 動画のリンクが貼っていますので活用ください。
- 勉強部屋の [YouTube のチャンネル登録](#)のご協力をお願いします。
- データの加工はあくまで個人利用の範囲でお願いします。



飯田さんの司法試験・予備試験の勉強部屋
[\(HP はこちらから\)](#)

R01-14Y 刑事手続きにおける諸概念

KS0020 A

刑事手続における諸概念の意義や沿革に関する次のアからオまでの各記述のうち、正しいものの組合せは、後記1から5までのうちどれか。

ア. 日本国憲法が被疑者・被告人の権利を保障する諸規定を置いたのを受けて、刑事訴訟法第1条は、同法の目的として、「適正手続の保障」と「人権の尊重」を掲げる一方、「事案の真相の解明」については明文に掲げなかった。

イ. 刑事訴訟法は、裁判所が審判を行うことのできる対象について、検察官が「訴因」として明示する犯罪事実に限定されることではなく、当該犯罪事実と「公訴事実の同一性」の関係が認められる事実にまで及ぶとすることにより、審判対象設定における「当事者主義」を採用した。

ウ. 刑事訴訟法が「起訴状一本主義」を採用したことにより、公判における事実審理を裁判所が主導して行う「職権主義」は实际上困難となり、当事者による証拠調べ請求や交互尋問など、「当事者主義」による訴訟追行が原則として行われることとなった。

エ. 犯罪事実については、その存在が証明されたとの心証を裁判所が抱いたのでない限り無罪が言い渡されるという意味で、検察官が「挙証責任」を負うとされるが、これは、刑事訴訟法が「当事者主義」による訴訟追行を原則としたことによるものであり、「職権主義」の下では、検察官が犯罪事実について「挙証責任」を負うことはない。

オ. 確定した判決の言渡しを受けた者にとって不利益となる再審を認めるとは、「二重の危険の禁止」に反する疑いがあるため、刑事訴訟法は、確定した有罪判決の言渡しを受けた者にとって利益な方向での再審のみを認めた。

1. ア エ
2. ア オ
3. イ ウ
4. イ エ
5. ウ オ

次のアからオまでの各記述のうち、正しいものには1を、誤っているものには2を選びなさい。
ただし、判例がある場合には、それに照らして考えるものとする。

ア. 強制手段とは、有形力の行使を伴う手段を意味するものではなく、個人の意思を制圧し、身体、住居、財産等に制約を加えて強制的に捜査目的を実現する行為など、特別の根拠規定がなければ許容することが相当でない手段を意味するものであって、この程度に至らない有形力の行使は、任意捜査においても許容される場合がある。

イ. 荷送人の依頼に基づき宅配便業者の運送過程下にある荷物について、捜査機関が、捜査目的を達成するため、荷送人や荷受人の承諾を得ることなく、その荷物に外部からエックス線を照射して内容物の射影を観察した行為は、任意処分として許される。

ウ. 捜索に至らない程度の行為は、強制にわたらぬ限り、所持品検査においても許容される場合があると解すべきであるが、状況のいかんを問わず常に許容されるものと解すべきではなく、かかる行為は、所持品検査の必要性、緊急性、これによって害される個人の法益と保護されるべき公共の利益との権衡などを考慮し、具体的状況の下で相当と認められる限度でのみ許容される。

エ. 警察官が、交通取締りの一環として交通違反の多発する地域等の適当な場所において、交通違反の予防、検挙のための自動車検問を実施し、同所を通過する自動車に対して走行の外観上の不審な点の有無にかかわりなく短時分の停止を求めて、運転者などに対し必要な事項についての質問などをすることは、それが相手方の任意の協力を求める形で行われ、自動車の利用者の自由を不当に制約することにならない方法、態様で行われる限り、適法である。

オ. 酒気帯び運転の疑いが生じたため、酒気を検知する旨告げたところ、運転者が急に反抗的態度を示し、エンジンのかかっている自動車の運転席に乗り込んで発進させようとしたので、警察官が運転席の窓から手を差し入れエンジンキーを回転してスイッチを切った場合、この行為が適法とされることはない。

次のアからオまでの各記述のうち、正しいものには1を、誤っているものには2を選びなさい。
ただし、判例がある場合には、それに照らして考えるものとする。

ア. 強制手段とは、有形力の行使を伴う手段を意味するものではなく個人の意思を圧迫し、身体、住居、財産等に制約を加えて強制的に捜査目的を実現する行為など、特別の根拠規定がなければ許容することが相当でない手段を意味するものであってこの程度に至らない有形力の行使は、任意捜査においても許容される場合がある。

イ. 荷送人の依頼に基づき宅配便業者の運送過程下にある荷物について、捜査機関が、捜査目的を達成するため、荷送人や荷受け人の承諾を得ることなく、その荷物に外部からエックス線を照射して内容物の射影を観察した行為は、任意処分として許される。

ウ. 捜索に至らない程度の行為は、強制にわたらない限り、所持品検査においても許容される場合があると解すべきであるが、状況のいかんを問わず常に許容されるものと解すべきではなく、かかる行為は、所持品検査の必要性、緊急性、これによって害される個人の法益と保護されるべき公共の利益との権衡などを考慮し、具体的状況の下で相当と認められる限度でのみ許容される。

エ. 警察官が、交通取締りの一環として交通違反の多発する地域等の適当な場所において、交通違反の予防、検挙のための自動車検問を実施し、同所を通過する自動車に対して走行の外觀上の不審な点の有無にかかわりなく短時間の停止を求めて、運転者などに対し必要な事項についての質問などをすることは、それが相手方の任意の協力を求める形で行われ、自動車の利用者の自由を不当に制約することにならない方法、態様で行われる限り、適法である。

オ. 酒気帯び運転の疑いが生じたため、酒気を検知する旨告げたところ、運転者が急に反抗的態度を示し、エンジンのかかっている自動車の運転席に乗り込んで発進させようとしたので、警察官が運転席の窓から手を差し入れエンジンキーを回転してスイッチを切った場合、この行為が適法とされることはない。

次のアからオまでの各記述のうち、正しいものの組合せは、後記1から5までのうちどれか。ただし、判例がある場合には、それに照らして考えるものとする。

ア. 捜査機関は、逮捕状により被疑者を逮捕する場合において、被疑者を捜索するため人の住居に入る必要があるときは、住居を対象とする捜索許可状がなくても、その住居に入ることができる。

イ. 捜査機関が捜索差押許可状により人の住居を捜索する場合において、差し押さえるべき物が短時間のうちに破棄隠匿されるおそれがあり、捜索差押えの実効性を確保するためにやむを得ないと認められるときは、令状を呈示することなくその住居に入った後、直ちに令状を呈示して捜索をすることができる。

ウ. 捜査機関が捜索差押許可状により人の住居を捜索する場合において、急速を要するときは、令状に夜間でも捜索することができる旨の記載がなくても、日没後にその住居に入り捜索をすることができる。

エ. 捜査機関の嘱託により鑑定を行う者が、鑑定のため人の住居に入る必要があるときは、自ら裁判官に令状を請求し、その発付を受けて、その住居に入ることができる。

オ. 捜査機関が人の住居に入りその内部の状態を五官の作用により認識する処分は、住居主の承諾がある場合であっても、これを令状なく行うことは許されず、検証許可状の発付を受けて行わなければならない。

1. アイ
2. アオ
3. イウ
4. ウエ
5. エオ

次のアからオまでの各記述のうち、正しいものの組合せは、後記1から5までのうちどれか。ただし、判例がある場合には、それに照らして考えるものとする。

- ア. 捜査機関は、逮捕状により被疑者を逮捕する場合において、被疑者を捜索するため人の住居
に入る必要があるときは、住居を対象とする捜索許可状がなくても、その住居に入ることができる。
- イ. 捜査機関が捜索差押許可状により人の住居を捜索する場合において、差し押さるべき物が
短時間のうちに破棄隠匿されるおそれがあり、捜索差押えの実効性を確保するためにやむを得ないと認められるときは、令状を呈示することなくその住居に入った後、直ちに令状を呈示して捜索をすることができる。
- ウ. 捜査機関が捜索差押許可状により人の住居を捜索する場合において、急速を要するときは、
令状に夜間でも捜索することができる旨の記載がなくても、日没後にその住居に入り捜索をすることができる。
- エ. 捜査機関の嘱託により鑑定を行う者が、鑑定のため人の住居に入る必要があるときは、自ら
裁判官に令状を請求し、その発付を受けて、その住居に入ることができる。
- オ. 捜査機関が人の住居に入りその内部の状態を五官の作用により認識する処分は、住居主の承諾がある場合であっても、これを令状なく行うことは許されず、検証許可状の発付を受けて行わなければならない。

1. ア イ 2. ア オ 3. イ ウ 4. ウ エ 5. エ オ

捜査の端緒に関する次のアからオまでの各記述のうち、正しいものの組合せは、後記1から5までのうちどれか。ただし、判例がある場合には、それに照らして考えるものとする。

- ア. 自首は、書面又は口頭で、司法警察員にしなければならず、検察官にすることはできない。
- イ. 親告罪について告訴の取消しをした者は、更に告訴をすることができない。
- ウ. 税関長等の告発を訴訟条件とする関税法違反事件について、その告発前に強制捜査をすることはできない。
- エ. 検視においては、死体のエックス線検査をすることはできない。
- オ. 警察官が、職務質問の際、承諾を得て所持品検査をし、覚醒剤を発見したが、任意提出を拒まれた場合、差押許可状を取得しない限り、同覚醒剤を差し押さえることはできない。

1. ア ウ 2. イ ウ 3. イ エ 4. ア オ 5. エ オ

9 捜査の端緒に関する次のアからオまでの各記述のうち、正しいものの組合せは、後記1から5までのうちどれか。ただし、判例がある場合には、それに照らして考えるものとする。

- ア. 自首は、書面又は口頭で、司法警察員にしなければならず、検察官にすることはできない。
- イ. 親告罪について告訴の取消しをした者は、更に告訴をすることができない。
- ウ. 税関長等の告発を訴訟条件とする関税法違反事件について、その告発前に強制捜査をすることはできない。
- エ. 検視においては、死体のエックス線検査をすることはできない。
- オ. 警察官が、職務質問の際、承諾を得て所持品検査をし、覚醒剤を発見したが、任意提出を拒まれた場合、差押許可状を取得しない限り、同覚醒剤を差し押さえることはできない。
1. ア ウ 2. イ ウ 3. イ エ 4. ア オ 5. エ オ

警察官職務執行法上の職務質問に関する次のアからオまでの各記述のうち，判例に照らして正しいものは幾つあるか。後記1から6までのうちから選びなさい。

- ア. 警察官が，駐在所で職務質問中に突然逃げ出した相手方の後を，約130メートル追いかけ，背後からその腕に手をかけることは，職務質問を行うため相手方を停止させる行為として許される場合がある。
- イ. 警察官が，相手方の運転車両の窓から手を差し入れ，エンジンキーを回転してスイッチを切ることは，職務質問を行うため相手方を停止させる行為として許される場合がある。
- ウ. 警察官が，相手方の運転車両の窓から手を差し入れ，エンジンキーを引き抜いて取り上げることは，職務質問を行うため相手方を停止させる行為として許される場合がある。
- エ. 警察官が，ホテル客室（ホテル内の通路に面して外ドアがあり，これを開けると内玄関に入ることができ，そこにある内ドアを開けると客室に入る構造）の無施錠の外ドアを開けて内玄関に立ち入り，内ドア越しに客室内に向かって声をかけたところ，相手方が，内ドアを開けたが，警察官の姿を見て慌ててそれを閉めたのに対して，警察官が，内ドアを押し開け，内玄関と客室の境の敷居上辺りに足を踏み入れ，内ドアが閉められるのを防止することは，職務質問に付随する行為として許される場合がある。
- オ. 警察官が，相手方の承諾を得ることなく，携行中の所持品であるバッグの施錠されていないチャックを開披し内部を一べつすることは，職務質問に付隨する行為として許される場合がある。

1. 0個 2. 1個 3. 2個 4. 3個 5. 4個 6. 5個

R03-14Y 職務質問

KS0215 A

警察官職務執行法上の職務質問に関する次のアからオまでの各記述のうち、判例に照らして正しいものは幾つあるか。後記1から6までのうちから選びなさい。

ア. 警察官が、駐在所で職務質問中に突然逃げ出した相手方の後を、約130メートル追いかけ、

ベ~~背~~後からその腕に手をかけることは、職務質問を行うため相手方を停止させる行為として許される場合がある。

イ. 警察官が、相手方の運転車両の窓から手を差し入れ、エンジンキーを回転してスイッチを切ることは、職務質問を行うため相手方を停止させる行為として許される場合がある。

ウ. 警察官が、相手方の運転車両の窓から手を差し入れ、エンジンキーを引き抜いて取り上げることは、職務質問を行うため相手方を停止させる行為として許される場合がある。

エ. 警察官が、ホテル客室（ホテル内の通路に面して外ドアがあり、これを開けると内玄関に入ることができる、そこにある内ドアを開けると客室に入る構造）の無施錠の外ドアを開けて内玄

関に立ち入り、内ドア越しに客室内に向かって声をかけたところ、相手方が、内ドアを開けたが、警察官の姿を見て慌ててそれを閉めたのに対して、警察官が、内ドアを押し開け、内玄関と客室の境の敷居上辺りに足を踏み入れ、内ドアが閉められるのを防止することは、職務質問に付随する行為として許される場合がある。

オ. 警察官が、相手方の承諾を得ることなく、携行中の所持品であるバッグの施錠されていないチャックを開~~披~~し内部を一べつすることは、職務質問に付隨する行為として許される場合がある。

1. 0個 2. 1個 3. 2個 4. 3個 5. 4個 6. 5個

次のアからオまでの各記述は、甲が、平成26年11月1日に乙に強制性交されたとの事実により乙を告訴する場合について述べたものである。これらの記述のうち、正しいものの組合せは、後記1から5までのうちどれか。（問改）

- ア. 司法警察員は、甲からの告訴を受けたときは、乙を逮捕しなければならない。
 - イ. 甲は、告訴を一旦取り消した後でも、再度適法に告訴をすることができる。
 - ウ. 告訴は、必ず書面によつてしなければならない。
 - エ. 甲は、公訴の提起があるまでは、告訴を取り消すことができる。
 - オ. 甲の告訴が犯人を知った日から1年を経過した後にされたときでも、検察官は適法に公訴を提起することができる。
1. ア イ 2. ア オ 3. イ ウ 4. ウ エ 5. エ オ

次のアからオまでの各記述は、甲が、平成26年11月1日に乙に強制性交されたとの事実により乙を告訴する場合について述べたものである。これらの記述のうち、正しいものの組合せは、後記1から5までのうちどれか。(問改)

- ア. 司法警察員は、甲からの告訴を受けたときは、乙を逮捕しなければならない。
- イ. 甲は、告訴を一旦取り消した後でも、再度適法に告訴をすることができる。
- ウ. 告訴は、必ず書面によってしなければならない。
- エ. 甲は、公訴の提起があるまでは、告訴を取り消すことができる。
- オ. 甲の告訴が犯人を知った日から1年を経過した後にされたときでも、検察官は適法に公訴を提起することができます。

~~1. アイ 2. アオ 3. イウ 4. ウエ 5. エオ~~

次のアからオまでの各記述のうち、正しいものには1を、誤っているものには2を選びなさい。

ア. 司法警察員は、司法巡査が逮捕した被疑者を受け取ったときは、直ちに犯罪事実の要旨及び弁護人を選任することができる旨を告げた上、弁解の機会を与え、留置の必要がないと思料するときは、直ちにこれを釈放しなければならない。

イ. 司法警察員は、司法巡査が逮捕した被疑者を受け取ったときは、直ちに犯罪事実の要旨及び弁護人を選任することができる旨を告げた上、弁解の機会を与え、留置の必要があると思料するときは、被疑者を受け取った時から48時間以内に書類及び証拠物とともにこれを検察官に送致する手続をしなければならない。

ウ. 検察官は、司法警察員が逮捕し送致した被疑者を受け取ったときは、弁解の機会を与え、留置の必要があると思料するときは、被疑者を受け取った時から48時間以内に裁判官に被疑者の勾留を請求しなければならない。

エ. 検察官は、逮捕状により被疑者を逮捕したときは、直ちに犯罪事実の要旨及び弁護人を選任することができる旨を告げた上、弁解の機会を与え、留置の必要があると思料するときは、被疑者が身体を拘束された時から24時間以内に裁判官に被疑者の勾留を請求しなければならない。

オ. 検察官は、被疑者が勾留された事件について、被疑者が身体を拘束された日から10日以内に公訴を提起しないときは、勾留の期間が延長された場合を除き、直ちに被疑者を釈放しなければならない。

R02-17Y 逮捕・勾留の時間的限界

KS0321 A

次のアからオまでの各記述のうち、正しいものには1を、誤っているものには2を選びなさい。

ア. 司法警察員は、司法巡査が逮捕した被疑者を受け取ったときは、直ちに犯罪事実の要旨及び弁護人を選任することができる旨を告げた上、弁解の機会を与え、留置の必要がないと思料するときは、直ちにこれを釈放しなければならない。

イ. 司法警察員は、司法巡査が逮捕した被疑者を受け取ったときは、直ちに犯罪事実の要旨及び弁護人を選任することができる旨を告げた上、弁解の機会を与え、留置の必要があると思料するときは、被疑者を受け取った時から48時間以内に書類及び証拠物とともにこれを検察官に送致する手続をしなければならない。

ウ. 検察官は、司法警察員が逮捕し送致した被疑者を受け取ったときは、弁解の機会を与え、留置の必要があると思料するときは、被疑者を受け取った時から48時間以内に裁判官に被疑者の勾留を請求しなければならない。

エ. 検察官は、逮捕状により被疑者を逮捕したときは、直ちに犯罪事実の要旨及び弁護人を選任することができる旨を告げた上、弁解の機会を与え、留置の必要があると思料するときは、被疑者が身体を拘束された時から24時間以内に裁判官に被疑者の勾留を請求しなければならない。

オ. 検察官は、被疑者が勾留された事件について、被疑者が身体を拘束された日から10日以内に公訴を提起しないときは、勾留の期間が延長された場合を除き、直ちに被疑者を釈放しなければならない。

緊急逮捕に関する次のアからオまでの各記述のうち、正しいものは幾つあるか。後記1から6までのうちから選びなさい。

- ア. 司法巡查が緊急逮捕することは許されない。
- イ. 司法警察員は、留置の必要がないと思料するときでも、緊急逮捕した被疑者を釈放することは許されず、検察官に送致する手続をしなければならない。
- ウ. 緊急逮捕における逮捕の理由の告知は、被疑者に逮捕状を示す際にすれば足りる。
- エ. 緊急逮捕状の請求は、警察官たる司法警察員については、国家公安委員会又は都道府県公安委員会が指定する警部以上の者に限り、これを行うことができる。
- オ. 緊急逮捕した被疑者を検察官に送致する手続は、逮捕状の発付を受けた時から48時間以内にしなければならない。

- 1. 0個
- 2. 1個
- 3. 2個
- 4. 3個
- 5. 4個
- 6. 5個

H30-15Y 緊急逮捕

KS0360 A

緊急逮捕に関する次のアからオまでの各記述のうち、正しいものは幾つあるか。後記1から6までのうちから選びなさい。

- ア. 司法巡查が緊急逮捕することは許されない。
- イ. 司法警察員は、留置の必要がないと思料するときでも、緊急逮捕した被疑者を釈放することは許されず、検察官に送致する手続をしなければならない。
- ウ. 緊急逮捕における逮捕の理由の告知は、被疑者に逮捕状を示す際にすれば足りる。
- エ. 緊急逮捕状の請求は、警察官たる司法警察員については、国家公安委員会又は都道府県公安委員会が指定する警部以上の者に限り、これを行うことができる。
- オ. 緊急逮捕した被疑者を検察官に送致する手続は、逮捕状の発付を受けた時から48時間以内にしなければならない。

1. 0個 2. 1個 3. 2個 4. 3個 5. 4個 6. 5個

現行犯逮捕に関する次のアからオまでの各記述のうち、正しいものは幾つあるか。後記1から6までのうちから選びなさい。ただし、判例がある場合には、それに照らして考えるものとする。

- ア. 現行犯人を逮捕することができる要件については、犯罪の法定刑の軽重による差異はない。
- イ. 現行犯人である「現に罪を行い終つた者」というためには、犯罪が既遂に達していることが必要である。
- ウ. 現行犯逮捕が許されるためには、逮捕者が、少なくとも犯行の一部を現認していることが必要である。
- エ. 私人が現行犯人を逮捕したときは、直ちにこれを地方検察庁若しくは区検察庁の検察官又は司法警察職員に引き渡さなければならない。
- オ. 現行犯人を逮捕した私人は、逮捕の現場で令状によらずに、証拠物の捜索差押えをすることができる。

- 1. 0個
- 2. 1個
- 3. 2個
- 4. 3個
- 5. 4個
- 6. 5個

R01-16Y 現行犯逮捕

KS0410 A

現行犯逮捕に関する次のアからオまでの各記述のうち、正しいものは幾つあるか。後記1から6までのうちから選びなさい。ただし、判例がある場合には、それに照らして考えるものとする。

- ア. 現行犯人を逮捕することができる要件については、犯罪の法定刑の軽重による差異はない。
- イ. 現行犯人である「現に罪を行い終つた者」というためには、犯罪が既遂に達していることが必要である。
- ウ. 現行犯逮捕が許されるためには、逮捕者が、少なくとも犯行の一部を現認していることが必要である。
- エ. 私人が現行犯人を逮捕したときは、直ちにこれを地方検察庁若しくは区検察庁の検察官又は司法警察職員に引き渡さなければならない。
- オ. 現行犯人を逮捕した私人は、逮捕の現場で令状によらずに、証拠物の捜索差押えをすることができる。

1. 0個 2. 1個 3. 2個 4. 3個 5. 4個 6. 5個



被疑者の勾留理由開示に関する次のアからオまでの各記述のうち、正しいものの組合せは、後記1から5までのうちどれか。

- ア. 勾留の理由の開示は、被疑者及びその弁護人に限り請求することができる。
- イ. 勾留の理由の開示は、公開の法廷でしなければならない。
- ウ. 檢察官が出頭しないときは、勾留理由開示の法廷を開くことはできない。
- エ. 勾留の理由を開示するには、勾留の基礎となっている犯罪事実と、勾留されている者が罪を犯したことを探うに足りる相当な理由を告げれば足りる。
- オ. 勾留理由開示の法廷に出頭した被疑者及び弁護人は、意見を述べることができる。

- 1. アイ
- 2. アエ
- 3. イオ
- 4. ウエ
- 5. ウオ

H30-16Y 勾留理由開示

KS0460 A

被疑者の勾留理由開示に関する次のアからオまでの各記述のうち、正しいものの組合せは、後記1から5までのうちどれか。

- ✓ ア. 勾留の理由の開示は、被疑者及びその弁護人に限り請求することができる。
✗ イ. 勾留の理由の開示は、公開の法廷でしなければならない。
✗ ウ. 檢察官が出頭しないときは、勾留理由開示の法廷を開くことはできない。
✗ エ. 勾留の理由を開示するには、勾留の基礎となっている犯罪事実と、勾留されている者が罪を犯したことを疑うに足りる相当な理由を告げれば足りる。
○ オ. 勾留理由開示の法廷に出頭した被疑者及び弁護人は、意見を述べることができる。

1. アイ 2. アエ 3. イオ 4. ウエ 5. ウオ

被告人の勾留に関する次のアからオまでの各記述のうち、正しいものは幾つあるか。後記1から6までのうちから選びなさい。

- ア. 裁判所は、検察官の請求がなければ、被告人を勾留することができない。
- イ. 勾留されている被疑者につき公訴の提起があった場合、その被告人の勾留の期間は、公訴の提起があった日から1か月である。
- ウ. 裁判所は、逃亡し又は罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由があるときは、検察官の請求により又は職権で、勾留されている被告人と弁護人との接見を禁じることができる。
- エ. 勾留されている被告人につき、罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由があるときは、保釈は一切許されない。
- オ. 刑の全部の執行猶予の裁判の告知があったときは、勾留状はその効力を失う。

1. 0個 2. 1個 3. 2個 4. 3個 5. 4個 6. 5個

被告人の勾留に関する次のアからオまでの各記述のうち、正しいものは幾つあるか。後記1から6までのうちから選びなさい。

- ア. 裁判所は、検察官の請求がなければ、被告人を勾留することができない。
- イ. 勾留されている被疑者につき公訴の提起があった場合、その被告人の勾留の期間は、公訴の提起があった日から1か月である。
- ウ. 裁判所は、逃亡し又は罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由があるときは、検察官の請求により又は職権で、勾留されている被告人と弁護人ととの接見を禁じることができる。
- エ. 勾留されている被告人につき、罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由があるときは、保釈は一切許されない。
- オ. 刑の全部の執行猶予の裁判の告知があったときは、勾留状はその効力を失う。

1. 0個 2. 1個 3. 2個 4. 3個 5. 4個 6. 5個

被疑者の勾留に関する次のアからオまでの各記述のうち、正しいものは幾つあるか。後記1から6までのうちから選びなさい。

- ア. 裁判官は、勾留の請求を受けた時から24時間以内に勾留の裁判をしなければならない。
- イ. 勾留の請求を受けた裁判官は、被疑者に被疑事件を告げる際、被疑者が既に弁護人を選任している場合には、弁護人選任権を告げる必要はない。
- ウ. 裁判官は、勾留の継続により被疑者が受ける健康上又は社会生活上の不利益がある場合、勾留中の被疑者を保釈することができる。
- エ. 30万円以下の罰金に当たる事件の被疑者については、被疑者が罪を犯したと疑うに足りる相当な理由がある場合で、罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由があり、かつ、逃亡すると疑うに足りる相当な理由があったとしても、住居不定でなければ勾留することはできない。
- オ. 少年の被疑者については、勾留することができない。

- 1. 0個
- 2. 1個
- 3. 2個
- 4. 3個
- 5. 4個
- 6. 5個

R01-17Y 被疑者の勾留

KS0530 B

被疑者の勾留に関する次のアからオまでの各記述のうち、正しいものは幾つあるか。後記1から6までのうちから選びなさい。

- ア. 裁判官は、勾留の請求を受けた時から24時間以内に勾留の裁判をしなければならない。
- イ. 勾留の請求を受けた裁判官は、被疑者に被疑事件を告げる際、被疑者が既に弁護人を選任している場合には、弁護人選任権を告げる必要はない。
- ウ. 裁判官は、勾留の継続により被疑者が受ける健康上又は社会生活上の不利益がある場合、勾留中の被疑者を保釈することができる。
- エ. 30万円以下の罰金に当たる事件の被疑者については、被疑者が罪を犯したと疑うに足りる相当な理由がある場合で罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由があり、かつ、逃亡すると疑うに足りる相当な理由があったとしても、住居不定でなければ勾留することはできない。
- オ. 少年の被疑者については、勾留することができない。

△

1. 0個 2. 1個 3. 2個 4. 3個 5. 4個 6. 5個

逮捕・勾留に関する次のアからオまでの各記述のうち、正しいものの組合せは、後記1から5までのうちどれか。

ア. 逮捕状を所持しないため被疑者にこれを示すことができない場合において、急速を要するときは、被疑者に対し被疑事実の要旨及び令状が発せられている旨を告げて被疑者を逮捕することができ、以後も被疑者に逮捕状を示す必要はない。

イ. 司法警察員は、逮捕状により被疑者を逮捕した場合には、留置の必要がないと思料するときでも、これを釈放することなく、被疑者が身体を拘束された時から48時間以内に書類及び証拠物とともにこれを検察官に送致しなければならない。

ウ. 窃盗の事実で逮捕した後に釈放した被疑者を同一の窃盗の事実で再び逮捕することが許される場合もある。

エ. 検察官は、恐喝及び傷害の事実で逮捕した被疑者につき、その逮捕中に、同一の事実が強盗致傷罪に当たると疑うに足りる相当な理由が生じた場合には、強盗致傷罪で勾留を請求することができる。

オ. 検察官は、逮捕した被疑者につき、逮捕中に公訴を提起することはできず、勾留を請求するか、又は釈放しなければならない。

1. アイ
2. アオ
3. イウ
4. ウエ
5. エオ

○ 逮捕・勾留に関する次のアからオまでの各記述のうち、正しいものの組合せは、後記1から5までのうちどれか。

ア. 逮捕状を所持しないため被疑者にこれを示すことができない場合において、急速を要するときは、被疑者に対し被疑事実の要旨及び令状が発せられている旨を告げて被疑者を逮捕することができ、以後も被疑者に逮捕状を示す必要はない。

イ. 司法警察員は、逮捕状により被疑者を逮捕した場合には、留置の必要がないと思料するときでも、これを釈放することなく、被疑者が身体を拘束された時から48時間以内に書類及び証拠物とともにこれを検察官に送致しなければならない。

ウ. 窃盗の事実で逮捕した後に釈放した被疑者を同一の窃盗の事実で再び逮捕することが許される場合もある。

エ. 検察官は、恐喝及び傷害の事実で逮捕した被疑者につき、その逮捕中に、同一の事実が強盗致傷罪に当たると疑うに足りる相当な理由が生じた場合には、強盗致傷罪で勾留を請求することができる。

オ. 検察官は、逮捕した被疑者につき、逮捕中に公訴を提起することはできず、勾留を請求するか、又は釈放しなければならない。

1. アイ

2. アオ

3. イウ

4. リエ

5. エオ



次のⅠないしⅢの【見解】は、逮捕・勾留の要件が備わらないA事実での逮捕・勾留に先立って、逮捕・勾留の要件が備わっているB事実で逮捕・勾留する場合の適法性に関するものである。【見解】に関する後記アからオまでの【記述】のうち、誤っているものは幾つあるか。後記1から6までのうちから選びなさい。

【見解】

- Ⅰ．B事実について逮捕・勾留の要件が備わっているか否かを基準に適法性を判断すべきであり、捜査機関がB事実による逮捕・勾留中に主としてA事実の取調べを行う意図であるか否かは、B事実による逮捕・勾留の適法性に直接には影響せず、B事実について逮捕・勾留の理由と必要性が備わっている限り、裁判官はB事実での逮捕状請求や勾留請求を認容すべきである。
- Ⅱ．逮捕・勾留の基礎となっているB事実の背後にあるA事実に着目して適法性を判断すべきであり、捜査機関がB事実に名を借りて実質的にはA事実の取調べを行う意図であることがうかがわれる場合には、B事実についての逮捕・勾留の理由と必要性が備わっていたとしても、裁判官はB事実での逮捕状請求や勾留請求を却下すべきである。
- Ⅲ．B事実によって逮捕・勾留された後の身体拘束期間が、主としてA事実の捜査のために利用されるに至った場合には、それ以降の身体拘束は、B事実による逮捕・勾留としての実体を失い、A事実による身体拘束となっていると評価され、A事実による逮捕・勾留の要件が欠けるため違法である。

【記述】

- ア．Ⅰの見解に対しては、捜査機関による身体拘束の濫用という脱法的本質を無視する考え方であるとの批判がある。
- イ．Ⅱの見解は、厳格な身体拘束期間の潜脱行為に対する事前防止を重視する立場である。
- ウ．Ⅱの見解からは、仮にA事実について逮捕・勾留の理由と必要性が備わっている場合には、A事実の取調べを行う意図でB事実により逮捕・勾留することも適法となる。
- エ．Ⅲの見解からは、B事実による身体拘束期間中に捜査機関がB事実の取調べと並行してA事実の取調べを行った場合、B事実による逮捕・勾留は常に違法となる。
- オ．Ⅲの見解に対しては、裁判官が逮捕状請求や勾留請求の審査をするに当たってまず捜査機関の意図を調べなければならないことは実際的でないとの批判がある。

1. 0個 2. 1個 3. 2個 4. 3個 5. 4個 6. 5個

次のⅠないしⅢの【見解】は、逮捕・勾留の要件が備わらないA事実での逮捕・勾留に先立って、逮捕・勾留の要件が備わっているB事実で逮捕・勾留する場合の適法性に関するものである。【見解】に関する後記アからオまでの【記述】のうち、誤っているものは幾つあるか。後記1から6までのうちから選びなさい。

【見解】

- I. B事実について逮捕・勾留の要件が備わっているか否かを基準に適法性を判断すべきであり、捜査機関がB事実による逮捕・勾留中に主としてA事実の取調べを行う意図であるか否かは、B事実による逮捕・勾留の適法性に直接には影響せず、B事実について逮捕・勾留の理由と必要性が備わっている限り、裁判官はB事実での逮捕状請求や勾留請求を認容すべきである。
- II. 逮捕・勾留の基礎となっているB事実の背後にあるA事実に着目して適法性を判断すべきであり、捜査機関がB事実に名を借りて実質的にはA事実の取調べを行う意図があることがうかがわれる場合には、B事実についての逮捕・勾留の理由と必要性が備わっていたとしても、裁判官はB事実での逮捕状請求や勾留請求を却下すべきである。
- III. B事実によって逮捕・勾留された後の身体拘束期間が、主としてA事実の捜査のために利用されるに至った場合には、それ以降の身体拘束は、B事実による逮捕・勾留としての実体を失い、A事実による身体拘束となっていると評価され、A事実による逮捕・勾留の要件が欠けるため違法である。

【記述】

- ア. Ⅰの見解に対しては、捜査機関による身体拘束の濫用という脱法的本質を無視する考えであるとの批判がある。
- イ. Ⅱの見解は、厳格な身体拘束期間の潜脱行為に対する事前防止を重視する立場である。
- ウ. Ⅱの見解からは、仮にA事実について逮捕・勾留の理由と必要性が備わっている場合には、A事実の取調べを行う意図でB事実により逮捕・勾留することも適法となる。
- エ. Ⅲの見解からは、B事実による身体拘束期間中に捜査機関がB事実の取調べと並行してA事実の取調べを行った場合、B事実による逮捕・勾留は常に違法となる。
- オ. Ⅲの見解に対しては、裁判官が逮捕状請求や勾留請求の審査をするに当たってまず捜査機関の意図を調べなければならないことは実際的でないとの批判がある。

第1回公判期日後の保釈、勾留の取消し、勾留執行停止に関する次のアからオまでの各記述のうち、誤っているものの組合せは、後記1から5までのうちどれか。ただし、判例がある場合には、それに照らして考えるものとする。

- ア. 裁判所は、保釈を許すときには、検察官の意見を聴かなければならないが、保釈の請求を却下するときには、検察官の意見を聴かなくてもよい。
- イ. 裁判所は、検察官の請求がなくとも、職権で保釈を取り消すことができる。
- ウ. 勾留されている被告人の配偶者は、被告人と独立して、裁判所に対し、被告人の保釈の請求をすることができる。
- エ. 勾留の必要がなくなったとき、検察官は、裁判所に対し、被告人の勾留の取消しを請求することができる。
- オ. 被告人から勾留執行停止の申立てがあった場合、裁判所は、勾留の執行を停止するか否かの裁判をしなければならない。

1. ア イ 2. ア オ 3. イ ウ 4. ウ エ 5. エ オ

第1回公判期日後の保釈、勾留の取消し、勾留執行停止に関する次のアからオまでの各記述のうち、誤っているものの組合せは、後記1から5までのうちどれか。ただし、判例がある場合には、それに照らして考えるものとする。

- ア. 裁判所は、保釈を許すときには、検察官の意見を聴かなければならぬが、保釈の請求を却下するときには、検察官の意見を聴かなくてもよい。
- イ. 裁判所は、検察官の請求がなくとも、職権で保釈を取り消すことができる。
- ウ. 勾留されている被告人の配偶者は、被告人と独立して、裁判所に対し、被告人の保釈の請求をすることができる。
- エ. 勾留の必要がなくなったとき、検察官は、裁判所に対し、被告人の勾留の取消しを請求することができる。
- オ. 被告人から勾留執行停止の申立てがあった場合、裁判所は、勾留の執行を停止するか否かの裁判をしなければならない。
1. ア イ 2. ア オ 3. イ ウ 4. ウ エ 5. エ オ

検索・押収に関する次のアからオまでの各記述のうち、誤っているものの組合せは、後記1から5までのうちどれか。ただし、判例がある場合には、それに照らして考えるものとする。

- ア. 司法警察職員は、検索差押許可状に基づく被疑者方の検索を実施中、被疑者の家族に対し、許可なく被疑者方に出入りすることを禁止することができる。
- イ. 裁判官は、被疑者が特定できていない段階でも、犯罪の捜査をするについて必要があるときは、検索差押許可状を発付することができる。
- ウ. 司法警察職員は、日出前、日没後には、令状に夜間でも執行することができる旨の記載がなければ、検索差押許可状の執行のため、人の住居に入ることはできないが、日没前に検索差押許可状の執行に着手したときは、日没後でもその処分を継続することができる。
- エ. 司法警察職員が検索差押許可状に基づいて差し押さえることができる物は、裁判官の令状審査の時点で検索場所に存在していた物に限られる。
- オ. 司法警察職員が領置することができる物は、所有者、所持者又は保管者が任意に提出した物に限られる。

1. ア ウ 2. ア オ 3. イ ウ 4. イ エ 5. エ オ

R02-16Y 捜索・押収

KS0621 A

検索・押収に関する次のアからオまでの各記述のうち、誤っているものの組合せは、後記1から5までのうちどれか。ただし、判例がある場合には、それに照らして考えるものとする。

- Q ア. 司法警察職員は、検索差押許可状に基づく被疑者方の検索を実施~~中~~、被疑者の家族に対し、許可なく被疑者方に出入りすることを禁止することができる。
- Q イ. 裁判官は、被疑者が特定できていない段階でも、犯罪の検査をするについて必要があるときは検索差押許可状を発付することができる。
- ウ. 司法警察職員は、日出前、日没後には、令状に夜間でも執行することができる旨の記載がなければ、検索差押許可状の執行のため、人の住居に入ることはできないが、日没前に検索差押許可状の執行に着手したときは、日没後でもその処分を継続することができる。
- エ. 司法警察職員が検索差押許可状に基づいて差し押さえることができる物は、裁判官の令状審査の時点で検索場所に存在していた物に限られる。
- オ. 司法警察職員が領置することができる物は、所有者、所持者又は保管者が任意に提出した物に限られる。

1. ア ウ 2. ア オ 3. イ ウ 4. イ エ 5. エ オ

次のⅠ及びⅡの【見解】は、刑事訴訟法第220条第1項第2号及び同条第3項において、逮捕の現場における令状によらない捜索差押えが認められている根拠に関する考え方を述べたものである。これらの【見解】に関する学生AないしEの【発言】のうち、誤った発言をしている学生の組合せは、後記1から5までのうちどれか。

【見解】

- I．逮捕の現場には証拠の存在する蓋然性が一般的に高いので、合理的な証拠収集手段として認められる。
- II．逮捕者の身体の安全を図る必要があり、また、被逮捕者による証拠の隠滅を防ぐ必要があるために認められる。

【発言】

学生A：見解Iに立つと、被逮捕者が逮捕の現場から逃走した場合であっても、引き続きその現場の捜索が可能であると考えることができるね。

学生B：見解Iに立つても、見解IIに立つても、差押えの対象は、逮捕の理由とされた被疑事実に関する証拠物に限られないことになるので、別途捜査中の他の事件に関する証拠物を偶然発見した場合、これを差し押さえることができるね。

学生C：見解IIに立つと、差押えの対象は、被逮捕者の身体及びその直接の支配下にある範囲の証拠物に限られると考えることができるね。

学生D：見解IIに立つと、見解Iと異なり、逮捕の現場には証拠の存在する蓋然性が一般的に高いという前提是否定せざるを得ないね。

学生E：見解IIに立つと、同条第1項柱書の「逮捕する場合」の解釈については、現実に被疑者を逮捕することができる状況の存在が必要であると考えることができるし、見解Iに立つて同様に考えることもできるね。

1. A C 2. A E 3. B C 4. B D 5. D E

次のⅠ及びⅡの【見解】は、刑事訴訟法第220条第1項第2号及び同条第3項において、逮捕の現場における令状によらない捜索差押えが認められている根拠に関する考え方を述べたものである。これらの【見解】に関する学生AないしEの【発言】のうち、誤った発言をしている学生の組合せは、後記1から5までのうちどれか。

【見解】

- I. 逮捕の現場には証拠の存在する蓋然性が一般的に高いので、合理的な証拠収集手段として認められる。
- II. 被逮捕者の身体の安全を図る必要があり、また、被逮捕者による証拠の隠滅を防ぐ必要があるために認められる。

【発言】

O 学生A：見解Ⅰに立つと、被逮捕者が逮捕の現場から逃走した場合であっても、引き続きその現場の捜索が可能であると考えることができるね。

X 学生B：見解Ⅰに立っても、見解Ⅱに立っても、差押えの対象は、逮捕の理由とされた被疑事実に関する証拠物に限られないことにならるので、別途捜査中の他の事件に関する証拠物を偶然発見した場合、これを差し押さえることができるね。

O 学生C：見解Ⅱに立つと、差押えの対象は、被逮捕者の身体及びその直接の支配下にある範囲の証拠物に限られると考えることができるね。

X 学生D：見解Ⅱに立つと、見解Ⅰと異なり、逮捕の現場には証拠の存在する蓋然性が一般的に高いという前提は否定せざるを得ないね。

O 学生E：見解Ⅱに立つと、同条第1項柱書の「逮捕する場合」の解釈については、現実に被疑者を逮捕することができる状況の存在が必要であると考えることができるし、見解Ⅰに立つて同様に考えることもできるね。

1. A C 2. A E 3. B C 4. B D 5. D E

次の【事例】について述べた後記アからオまでの【記述】のうち、誤っているものは幾つあるか。
後記1から6までのうちから選びなさい。

【事例】

平成27年2月1日、H県I警察署所属の司法警察員Xは、私人から「H県営J公園で、女性が血を流して死んでいる。」との通報を受け、同公園に向かい、その女性の死体を確認した。Xから死体を発見した旨の連絡を受けたH地方検察庁検察官Yは、自ら検視を実施した。検視の結果、所持品等から、前記死体がH県内に住むVであることが判明し、胸部にはナイフで刺されたような傷痕が認められた。そこで、Vを被害者とする殺人事件の捜査が開始された。

Xは、同日、J公園の草むらで、血痕が付着したナイフを発見し、その場でこれを領置した。また、Yは、前記検視の結果を踏まえ、Vの死体については捜査の必要から解剖を実施することとし、同月2日、Z医師による同死体の解剖が行われた。その結果、Vの死因は、胸部刺創による失血死であることが判明した。

その後、J公園に設置された防犯カメラに、甲がVの胸付近を刃物で刺す場面が撮影されていることが明らかとなり、Xは、同月4日、甲を被疑者とする逮捕状の発付を受けた。Xは、同日、甲に向かったところ、ちょうど甲がボストンバッグ1個を持って甲に向かってきた。そこで、Xは、甲前路上において、甲に前記逮捕状を示した上で、これを逮捕し、その際、甲が持っていたボストンバッグのチャックを開け、その中の物を取り出したところ、血の付いたシャツを認めたことから、同シャツをその場で差し押さえた。その後、Xは、I警察署において、逮捕された甲の指紋を採取し、甲の正面及び左右の顔写真を撮影した。

【記述】

- ア. Yが検視を実施するには、検証許可状の発付を受ける必要がある。
- イ. Xがナイフを領置するには、差押許可状の発付を受ける必要がない。
- ウ. ZがVの死体を解剖するには、鑑定処分許可状の発付を受ける必要がある。
- エ. Xがボストンバッグのチャックを開けて中の物を取り出し、シャツを差し押さえるには、捜索差押許可状の発付を受ける必要がない。
- オ. Xが甲の指紋を採取し、甲の顔写真を撮影するには、身体検査令状の発付を受ける必要がある。

1. 0個 2. 1個 3. 2個 4. 3個 5. 4個 6. 5個

次の【事例】について述べた後記アからオまでの【記述】のうち、誤っているものは幾つあるか。
後記1から6までのうちから選びなさい。

【事例】

平成27年2月1日、H県I警察署所属の司法警察員Xは、私人から「H県営J公園で、女性が血を流して死んでいる。」との通報を受け、同公園に向かい、その女性の死体を確認した。Xから死体を発見した旨の連絡を受けたH地方検察庁検察官Yは、自ら検視を実施した。検視の結果、所持品等から、前記死体がH県内に住むVであることが判明し、胸部にはナイフで刺されたような傷痕が認められた。そこで、Vを被害者とする殺人事件の捜査が開始された。

Xは、同日、J公園の草むらで、血痕が付着したナイフを発見し、その場でこれを領置した。

また、Yは、前記検視の結果を踏まえ、Vの死体については捜査の必要から解剖を実施することとし、同月2日、Z医師による同死体の解剖が行われた。その結果、Vの死因は、胸部刺創による失血死であることが判明した。

その後、J公園に設置された防犯カメラに、甲がVの胸付近を刃物で刺す場面が撮影されていることが明らかとなり、Xは、同月4日、甲を被疑者とする逮捕状の発付を受けた。Xは、同日、甲方に向かったところ、ちょうど甲がボストンバッグ1個を持って甲方から出てきた。そこで、Xは、甲方前路上において、甲に前記逮捕状を示した上で、これを逮捕し、その際、甲が持っていたボストンバッグのチャックを開け、その中の物を取り出したところ、血の付いたシャツを認めたことから、同シャツをその場で差し押さえた。その後、Xは、I警察署において、逮捕された甲の指紋を採取し、甲の正面及び左右の顔写真を撮影した。

【記述】

- ア. Yが検視を実施するには、検証許可状の発付を受ける必要がある。
- イ. Xがナイフを領置するには、差押許可状の発付を受ける必要がない。
- ウ. ZがVの死体を解剖するには、鑑定処分許可状の発付を受ける必要がある。
- エ. Xがボストンバッグのチャックを開けて中の物を取り出し、シャツを差し押さえるには、捜索差押許可状の発付を受ける必要がない。
- オ. Xが甲の指紋を採取し、甲の顔写真を撮影するには、身体検査令状の発付を受ける必要がある。

次の学生AないしDの【会話】は、医師が捜査機関の依頼に基づき、人の身体から注射器を用いて直接強制により血液を採取するために必要と考えられる令状に関する議論である。学生AないしDが必要と考えている令状として正しい組合せは、後記1から5までのうちどれか。

【会話】

学生A：私は、一般に身体内にある体液を採取するために必要な令状については、強制採尿に関する判例が採用した考え方と同じでよいと思う。

学生B：しかし、同じ体液といっても、尿と血液とでは性質が全然違うからなあ。

学生C：そういうBさんの見解も、対象者が採血を拒否した場合には直接強制するための明文がないのが問題だ。

学生B：その点は、刑事訴訟法第172条の類推適用で対応できると思う。

学生D：Cさんの見解だって、もともとその令状が想定している範囲は、身体の外表か、せいぜい肛門等の体腔を外部から確認する程度であって、身体の損傷を伴う血液の採取をその令状で行い得るとするのは行き過ぎだ。

学生C：そういうDさんの見解も、それぞれの令状が単独ではできないことを、令状を併用すればできるとするのは、便宜に過ぎるのではないかと批判されているよね。

学生D：でも、Bさんの見解のように、直接の明文規定を欠いているにもかかわらず、条文の類推適用によって直接強制し得るとするよりは良いと思う。

1. A：搜索差押許可状及び鑑定処分許可状， B：鑑定処分許可状，

C：身体検査令状， D：搜索差押許可状及び身体検査令状

2. A：搜索差押許可状， B：身体検査令状， C：鑑定処分許可状，

D：鑑定処分許可状及び身体検査令状

3. A：搜索差押許可状， B：身体検査令状， C：鑑定処分許可状，

D：搜索差押許可状及び身体検査令状

4. A：搜索差押許可状， B：鑑定処分許可状， C：身体検査令状，

D：鑑定処分許可状及び身体検査令状

5. A：搜索差押許可状及び鑑定処分許可状， B：身体検査令状，

C：鑑定処分許可状， D：鑑定処分許可状及び身体検査令状

次の学生AないしDの【会話】は、医師が捜査機関の依頼に基づき、人の身体から注射器を用いて直接強制により血液を採取するために必要と考えられる令状に関する議論である。学生AないしDが必要と考えている令状として正しい組合せは、後記1から5までのうちどれか。

【会話】

学生A：私は、一般に身体内にある体液を採取するために必要な令状については、強制採尿に関する判例が採用した考え方と同じでよいと思う。

学生B：しかし、同じ体液といっても、尿と血液とでは性質が全然違うからなあ。

学生C：そういうBさんの見解も、対象者が採血を拒否した場合には直接強制するための明文がないのが問題だ。

学生B：その点は、刑事訴訟法第172条の類推適用で対応できると思う。

学生D：Cさんの見解だって、もともとその令状が想定している範囲は、身体の外表か、せいぜい肛門等の体腔を外部から確認する程度であって、身体の損傷を伴う血液の採取をその令状で行い得るとするのは行き過ぎだ。

学生C：そういうDさんの見解も、それぞれの令状が単独ではできないことを、令状を併用すればできるとするのは、便宜に過ぎるのではないかと批判されているよね。

学生D：でも、Bさんの見解のように、直接の明文規定を欠いているにもかかわらず、条文の類推適用によって直接強制し得るとするよりは良いと思う。

1. A：捜索差押許可状及び鑑定処分許可状、B：鑑定処分許可状、

C：身体検査令状、D：捜索差押許可状及び身体検査令状

2. A：捜索差押許可状、B：身体検査令状、C：鑑定処分許可状、

D：鑑定処分許可状及び身体検査令状

3. A：捜索差押許可状、B：身体検査令状、C：鑑定処分許可状、

D：捜索差押許可状及び身体検査令状

4. A：捜索差押許可状、B：鑑定処分許可状、C：身体検査令状、

D：鑑定処分許可状及び身体検査令状

5. A：捜索差押許可状及び鑑定処分許可状、B：身体検査令状、

C：鑑定処分許可状、D：鑑定処分許可状及び身体検査令状

身体検査に関する次のアからオまでの各記述のうち、正しいものの組合せは、後記1から5までのうちどれか。ただし、判例がある場合には、それに照らして考えるものとする。

- ア. 捜査機関から鑑定の嘱託を受けた者は、鑑定処分許可状に基づき、身体検査を拒否する者に対して、直接強制として身体検査を行うことができる。
- イ. 捜査機関が身体の拘束を受けている被疑者の顔写真を撮影するには、身体検査令状による必要はない。
- ウ. 捜査機関が女子の身体を検査する場合、身体検査令状に医師又は成年の女子を立ち会わせる旨の条件が付されていない限り、これらの者を立ち会わせる必要はない。
- エ. 捜査機関が人の着用している下着の中を捜索して物を差し押さえるためには、捜索差押許可状によれば足り、併せて身体検査令状の発付を受ける必要はない。
- オ. 捜査機関が人の身体から直接強制として尿を採取するには身体検査令状による必要がある。

- 1. ア ウ
- 2. ア オ
- 3. イ エ
- 4. イ オ
- 5. ウ エ

捜査機関の身体に対する令状・効果のまとめ（判例の考え方）

検索差押許可状(218条1項前段)

着衣のままのであれば、下着の中まで検索可能。

→どこまで強制ができるかは、「必要な処分」(222条1項本文前段・111条1項前段)の範囲内と思われる。

身体検査 (=検証の意味) 令状(218条1項後段)

身体への侵襲を伴わない、全裸での検査まで可能。

→直接強制可(222条1項本文後段・139条)。

鑑定処分令状 (225条1項・168条1項)

身体への侵襲を伴う場合。

→直接強制不可。cf.鑑定人の場合は直接強制可 (172条・139条)。

※強制採尿については、物の採取という行為と、人権侵害のおそれには着目し、条件付検索差押許可状(218条6項準用)となる。

※強制採血については、鑑定処分令状と身体検査令状の併用となる。

H29-17Y 身体検査

KS0760 A

身体検査に関する次のアからオまでの各記述のうち、正しいものの組合せは、後記1から5までのうちどれか。ただし、判例がある場合には、それに照らして考えるものとする。

- ア. 捜査機関から鑑定の嘱託を受けた者は、鑑定処分許可状に基づき、身体検査を拒否する者に對して、直接強制として身体検査を行うことができる。
- イ. 捜査機関が身体の拘束を受けている被疑者の顔写真を撮影するには、身体検査令状による必要はない。
- ウ. 捜査機関が女子の身体を検査する場合、身体検査令状に医師又は成年の女子を立ち会わせる旨の条件が付されていない限り、これらの者を立ち会わせる必要はない。
- エ. 捜査機関が人の着用している下着の中を捜索して物を差し押さえるためには、捜索差押許可状によれば足り、併せて身体検査令状の発付を受ける必要はない。
- オ. 捜査機関が人の身体から直接強制として尿を採取するには身体検査令状による必要がある。

1. アウ 2. アオ 3. イエ 4. イオ 5. ウエ

G P S 捜査（車両に使用者らの承諾なく秘かにG P S 端末を取り付け、情報機器でその位置情報を検索し、画面表示を読み取って当該車両の所在と移動状況を把握する刑事手続上の検査）に関する次のアからオまでの各記述のうち、正しいものは幾つあるか。後記1から6までのうちから選びなさい。ただし、判例がある場合には、それに照らして考えるものとする。

ア. G P S 捜査は、個人のプライバシーの侵害を可能とする機器をその所持品に秘かに装着することによって行われるため、合理的に推認される個人の意思に反してその私的領域に侵入する検査手法といえ、刑事訴訟法上、特別の根拠規定がなければ許容されない強制処分に当たる。

イ. G P S 捜査は、その実施に当たり、処分を受ける者の反対意思が現実に表明されているわけではないため、個人の意思を制圧することではなく、任意処分として行うことができる。

ウ. G P S 捜査によって生じる個人のプライバシーの侵害とは、G P S 端末を秘かに装着した車両の位置情報を、継続的、網羅的に取得し、これを蓄積、分析することにより、その車両を使用する者の交友関係をはじめとする私生活上の情報全般を把握することをいい、一定期間にわたり車両の位置情報が取得された後初めてそのG P S 捜査は強制処分と評価される。

エ. G P S 捜査は、その実施に当たり、被疑事実と関係のない使用者の行動の過剰な把握を抑制する必要があるが、刑事訴訟法上、検証は10日を超えて実施できないとの規定があるため、検証許可状を取得すればこれを行うことができる。

オ. G P S 捜査は、被疑者らに知られずに秘かに行うのでなければ意味がなく、処分を受ける者に対して事前の令状呈示を行うことは想定できないが、刑事訴訟法は、令状により行われる各強制処分について、令状を示すことができない場合に備え、処分の終了後遅滞なく、処分を受けた者に処分実施の事実を通知する手続を規定しているため、適正手続の保障という観点から問題が生じることはない。

1. 0個 2. 1個 3. 2個 4. 3個 5. 4個 6. 5個

G P S 捜査（車両に使用者らの承諾なく秘かに G P S 端末を取り付け、情報機器でその位置情報を検索し、画面表示を読み取って当該車両の所在と移動状況を把握する刑事手続上の搜査）に関する次のアからオまでの各記述のうち、正しいものは幾つあるか。後記 1 から 6 までのうちから選びなさい。ただし、判例がある場合には、それに照らして考えるものとする。

- ア. G P S 捜査は、個人のプライバシーの侵害を可能とする機器をその所持品に秘かに装着することによって行われるため、合理的に推認される個人の意思に反してその私的領域に侵入する捜査手法といえ、刑事訴訟法上、特別の根拠規定がなければ許容されない強制処分に当たる。
- イ. G P S 捜査は、その実施に当たり、処分を受ける者の反対意思が現実に表明されているわけではないため、個人の意思を制圧することではなく、任意処分として行うことができる。
- ウ. G P S 捜査によって生じる個人のプライバシーの侵害とは、G P S 端末を秘かに装着した車両の位置情報を、継続的、網羅的に取得し、これを蓄積、分析することにより、その車両を使用する者の交友関係をはじめとする私生活上の情報全般を把握することをいい、一定期間にわたり車両の位置情報が取得された後、その G P S 捜査は強制処分と評価される。
- エ. G P S 捜査は、その実施に当たり、被疑事実と関係のない使用者の行動の過剰な把握を抑制する必要があるが、刑事訴訟法上、検証は 10 日を超えて実施できないとの規定があるため、検証許可状を取得すればこれを行うことができる。
- オ. G P S 捜査は、被疑者らに知られずに秘かに行うのでなければ意味がなく、処分を受ける者に対して事前の令状呈示を行うことは想定できないが、刑事訴訟法は、令状により行われる各強制処分について、令状を示すことができない場合に備え、処分の終了後遅滞なく、処分を受けた者に処分実施の事実を通知する手続を規定しているため、適正手続の保障という観点から問題が生じることはない。

次のアからオまでの各記述のうち、正しいものには1を、誤っているものには2を選びなさい。
ただし、判例がある場合には、それに照らして考えるものとする。

- ア. 刑事訴訟法上、捜査機関による取調べにおいて、被疑者が供述を拒むことができる事項に限定はない。
- イ. 刑事訴訟法上、捜査機関は、被害者、目撃者など被疑者以外の者に対して取調べを行うに際しても、自己の意思に反して供述をする必要がない旨を告げなければならない。
- ウ. 呼気検査は、酒気を帯びて車両等を運転することの防止を目的として運転者から呼気を採取してアルコール保有の程度を調査するものであり、その供述を得ようとするものではないから、検査を拒んだ者を処罰する道路交通法の規定は、憲法第38条第1項に違反しない。
- エ. 身体の拘束を受けている被疑者に取調べのために出頭し、滞留する義務があると解することは、直ちに被疑者からその意思に反して供述することを拒否する自由を奪うことを意味するものではないから、憲法第38条第1項に違反しない。
- オ. 公判前整理手続において被告人又は弁護人に主張明示義務を課す刑事訴訟法第316条の17の規定は、被告人に対し、自己が刑事責任を問われるおそれのある事項について認めるように義務付けるものではなく、また、主張すること自体を強要するものでもないから、憲法第38条第1項に違反しない。

次のアからオまでの各記述のうち、正しいものには1を、誤っているものには2を選びなさい。
ただし、判例がある場合には、それに照らして考えるものとする。

- ア. 刑事訴訟法上、捜査機関による取調べにおいて、被疑者が供述を拒むことができる事項に限定はない。
- イ. 刑事訴訟法上、捜査機関は、被害者、目撃者など被疑者以外の者に対して取調べを行うに際しても、自己の意思に反して供述をする必要がない旨を告げなければならぬ。
- ウ. 呼気検査は、酒気を帯びて車両等を運転することの防止を目的として運転者らから呼気を採取してアルコール保有の程度を調査するものであり、その供述を得ようとするものではないから、検査を拒んだ者を処罰する道路交通法の規定は、憲法第38条第1項に違反しない。
- エ. 身体の拘束を受けている被疑者に取調べのために出頭し、滞留する義務があると解することは、直ちに被疑者からその意思に反して供述することを拒否する自由を奪うことを意味するものではないから、憲法第38条第1項に違反しない。
- オ. 公判前整理手続において被告人又は弁護人に主張明示義務を課す刑事訴訟法第316条の17の規定は、被告人に対し、自己が刑事責任を問われるおそれのある事項について認めるように義務付けるものではなく、また、主張すること自体を強要するものでもないから、憲法第38条第1項に違反しない。

次のⅠ及びⅡの【見解】は、逮捕・勾留中の被疑者に、被疑事実に係る取調べのために出頭し、滯留する義務が認められるか否かという解釈問題に関するものである。後記【発言】は、学生AないしEが、Ⅰ又はⅡのいずれかの【見解】を採って意見を述べたものである。【見解】と【発言】を対応させた場合、その組合せとして最も適切なものは、後記1から6までのうちどれか。

【見解】

- I. 前記義務が認められる。
- II. 前記義務は認められない。

【発言】

学生A：私と異なる見解のように考えると、供述の義務はないといつても、実質的には供述を強いるのと異ならないので、黙秘権を侵すことになってしまうのではないか。

学生B：私のように考えたとしても、直ちに被疑者からその意思に反して供述することを拒否する自由を奪うことを意味するものでないことは明らかだと考えます。

学生C：私が採る見解は、現行法が第一次的に当事者主義を探っており、被疑者も捜査機関と相対立する一方当事者であると考えられることと、より整合的だと考えます。

学生D：逮捕・勾留は、将来の公判への出頭を確保するためのものであると考えると、私が採る見解とより整合性があると思います。

学生E：私は、刑事訴訟法第198条第1項但書の「但し、被疑者は、逮捕又は勾留されている場合を除いては、出頭を拒み、又は出頭後、何時でも退去することができる。」という規定を反対解釈するのが相当だと思います。

1. I. 学生A 学生C 学生D II. 学生B 学生E
2. I. 学生A 学生C 学生E II. 学生B 学生D
3. I. 学生A 学生D II. 学生B 学生C 学生E
4. I. 学生B 学生D 学生E II. 学生A 学生C
5. I. 学生B 学生C II. 学生A 学生D 学生E
6. I. 学生B 学生E II. 学生A 学生C 学生D

次のⅠ及びⅡの【見解】は、逮捕・勾留中の被疑者に、被疑事実に係る取調べのために出頭し、滞留する義務が認められるか否かという解釈問題に関するものである。後記【発言】は、学生AないしEが、Ⅰ又はⅡのいずれかの【見解】を採って意見を述べたものである。【見解】と【発言】を対応させた場合、その組合せとして最も適切なものは、後記1から6までのうちどれか。

【見解】

- I. 前記義務が認められる。
- II. 前記義務は認められない。

【発言】

II 学生A：私と異なる見解のように考えると、供述の義務はないといつても、実質的には供述を強いるのと異ならないので、黙秘権を侵すことになってしまうのではないでしょうか。

I 学生B：私のように考えたとしても、直ちに被疑者からその意思に反して供述することを拒否する自由を奪うことを意味するものでないことは明らかだと考えます。

II 学生C：私が採る見解は、現行法が第一次的に当事者主義を採っており、被疑者も捜査機関と相対立する一方当事者であると考えられることと、より整合的だと考えます。

II 学生D：逮捕・勾留は、将来の公判への出頭を確保するためのものであると考えると、私が採る見解とより整合性があると思います。

II 学生E：私は、刑事訴訟法第198条第1項但書の「但し、被疑者は、逮捕又は勾留されている場合を除いては、出頭を拒み、又は出頭後、何時でも退去することができる。」という規定を反対解釈するのが相当だと思います。

1. I. 学生A 学生C 学生D II. 学生B 学生E
2. I. 学生A 学生C 学生E II. 学生B 学生D
3. I. 学生A 学生D II. 学生B 学生C 学生E
4. I. 学生B 学生D 学生E II. 学生A 学生C
5. I. 学生B 学生C II. 学生A 学生D 学生E
6. I. 学生B 学生E II. 学生A 学生C 学生D

次のアからオまでの各記述のうち、誤っているものの組合せは、後記1から5までのうちどれか。

- ア. 被疑者については、保釈の請求をすることはできない。
- イ. 弁護人は、起訴後、裁判所が行う捜索差押えに立ち会うことができる。
- ウ. 弁護人は、被告人の明示の同意がなければ、証拠調べを請求することができない。
- エ. 弁護人は、あらかじめ証拠を保全しておかなければその証拠を使用することが困難な事情があるときは、第1回の公判期日前に限り、裁判官に証人の尋問を請求することができる。
- オ. 第一審で有罪判決を受けた被告人の弁護人は、改めて弁護人に選任されなければ控訴をすることができない。

1. アイ 2. アウ 3. イエ 4. ウオ 5. エオ

H30-18Y 弁護人等の機能

KS0890 A

次のアからオまでの各記述のうち、誤っているものの組合せは、後記1から5までのうちどれか。

- ア. 被疑者については、保釈の請求をすることはできない。
- イ. 弁護人は、起訴後、裁判所が行う捜索差押えに立ち会うことができる。
- ウ. 弁護人は、被告人の明示の同意がなければ、証拠調べを請求することができない。
- エ. 弁護人は、あらかじめ証拠を保全しておかなければその証拠を使用することが困難な事情があるときは、第1回の公判期日前に限り、裁判官に証人の尋問を請求することができる。
- オ. 第一審で有罪判決を受けた被告人の弁護人は、改めて弁護人に選任されなければ控訴をすることができない。

1. ア イ 2. ア ウ 3. イ エ 4. ウ オ 5. エ オ



弁護人の活動に関する次のアからオまでの各記述のうち、正しいものの組合せは、後記1から5までのうちどれか。

- ア. 警察官が搜索許可状に基づき被疑者方を搜索する場合、弁護人は、当該搜索許可状の執行に立ち会う権利がある。
- イ. 裁判官は、逃亡し又は罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由があるときは、検察官の請求により又は職権で、勾留されている被疑者と弁護人との接見を禁じることができる。
- ウ. 弁護人は、勾留されている被疑者の勾留の期間を延長する裁判に対して、準抗告をすることができる。
- エ. 勾留されている被疑者の弁護人は、裁判官に勾留の理由の開示を請求することができる。
- オ. 弁護人は、起訴前に、被疑者の勾留状の謄本の交付を請求することはできない。

- 1. ア イ
- 2. ア ウ
- 3. イ オ
- 4. ウ エ
- 5. エ オ

弁護人の活動に関する次のアからオまでの各記述のうち、正しいものの組合せは、後記1から5までのうちどれか。

- ア. 警察官が搜索許可状に基づき被疑者方を検索する場合、弁護人は、当該検索許可状の執行に立ち会う権利がある。
- イ. 裁判官は、逃亡し又は罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由があるときは、検察官の請求により又は職権で、勾留されている被疑者と弁護人との接見を禁じることができる。
- ウ. 弁護人は、勾留されている被疑者の勾留の期間を延長する裁判に対して、準抗告をすることができる。
- エ. 勾留されている被疑者の弁護人は、裁判官に勾留の理由の開示を請求することができる。
- オ. 弁護人は、起訴前に、被疑者の勾留状の謄本の交付を請求することはできない。

1. アイ
2. アウ
3. ハイオ
4. ウエ
5. エオ

接見に関する次のアからオまでの各記述のうち、誤っているものの組合せは、後記1から5までのうちどれか。ただし、判例がある場合には、それに照らして考えるものとする。

ア. 鑑定留置されている被疑者は、弁護人又は弁護人となろうとする者と立会人なくして接見することができる。

イ. 弁護人又は弁護人となろうとする者と被疑者との逮捕直後の初回の接見については、被疑者の防御の準備のため特に重要であるから、捜査機関による接見の日時、場所及び時間の指定が許されることはない。

ウ. 勾留されている被告人が同時に余罪の被疑者として勾留されている場合、検察官は、その余罪である被疑事件の捜査のため必要があるときは、被告事件について防御権の不当な制限にわたらない限り、被告事件の弁護人と被告人との接見に関し、その日時、場所及び時間を指定することができる。

エ. 弁護人は、検察官のした接見指定について、裁判所にその処分の取消し又は変更を請求することはできない。

オ. 裁判所は、勾留されている被告人と弁護人又は弁護人となろうとする者以外の者との接見を禁じ、又は糧食を除く書類その他の物の授受を禁じ、若しくはこれを差し押えることができる。

1. アウ
2. アエ
3. イエ
4. イオ
5. ウオ

~~×~~ 接見に関する次のアからオまでの各記述のうち、誤っているものの組合せは、後記1から5まで
のうちどれか。ただし、判例がある場合には、それに照らして考えるものとする。

ア. 鑑定留置されている被疑者は、弁護人又は弁護人となろうとする者と立会人なくして接見する
ことができる。

~~×~~ イ. 弁護人又は弁護人となろうとする者と被疑者との逮捕直後の初回の接見については、被疑者
の防御の準備のため特に重要であるから、捜査機関による接見の日時、場所及び時間の指定が
許されることはない。

ウ. 勾留されている被告人が同時に余罪の被疑者として勾留されている場合、検察官は、その余
罪である被疑事件の捜査のため必要があるときは/被告事件について防御権の不当な制限にわ
たらない限り/被告事件の弁護人と被告人との接見に関し、その日時、場所及び時間を指定す
ることができる。

~~×~~ エ. 弁護人は、検察官のした接見指定について、裁判所にその処分の取消し又は変更を請求する
ことはできない。

オ. 裁判所は、勾留されている被告人と弁護人又は弁護人となろうとする者以外の者との接見を
禁じ、又は糧食を除く書類その他の物の授受を禁じ、若しくはこれを差し押えることができる。

1. ア ウ 2. ア エ 3. イ エ 4. イ オ 5. ウ オ

検察官が一罪の一部だけを起訴することができるかに関する次のアからオまでの各記述のうち、肯定説の立場からの論拠となり得るものには1を、否定説の立場からの論拠となり得ないものには2を選びなさい。

- ア. 実体的真実の発見という刑事訴訟法の趣旨に反する。
- イ. 検察官には、起訴、不起訴の裁量権が認められている。
- ウ. 裁判所の訴因変更命令には形成力がないとされている。
- エ. 刑事訴訟法は当事者主義に立ち、訴因制度を採用している。
- オ. 被告人に利益になる場合も多い。

検察官が一罪の一部だけを起訴することができるかに関する次のアからオまでの各記述のうち、肯定説の立場からの論拠となり得るものには1を、否定説の立場からの論拠となり得ないものには2を選びなさい。

- 2 ア. 実体的真実の発見という刑事訴訟法の趣旨に反する。
1 イ. 検察官には、起訴、不起訴の裁量権が認められている。
1 ウ. 裁判所の訴因変更命令には形成力がないとされている。
1 エ. 刑事訴訟法は当事者主義に立ち、訴因制度を採用している。
1 オ. 被告人に利益になる場合も多い。

検査官の権限に関する次の学生AないしEの【発言】のうち、正しいものの組合せは、後記1から5までのうちどれか。

【発言】

教 授：刑事訴訟法上、検査官の権限やその行使の在り方について様々な規定がありますね。

学生A：はい。検査官は、公訴権を有していますが、証拠に基づき有罪判決を得られる高度の見込みがある場合には、公訴を提起しなければならないと定められています。

学生B：公訴権は、原則として検査官が独占していますが、裁判所の付審判決定があったときは公訴の提起があったものとみなされます。これは、起訴独占主義の例外の一つです。

学生C：第一審の判決があるまで、検査官は、公訴を取り消すことができますが、検査官が公訴を取り消すには、裁判所の許可が必要です。

学生D：検査官は、公訴を提起した後も、必要と認めるときは、自らその犯罪を捜査することができます。

学生E：検査官は、再審請求権を有していますが、有罪の言渡しを受けた者の利益のために、再審を請求することはできません。

1. A C 2. B C 3. B D 4. A E 5. D E

R02-20Y 檢査官の権限

KS0991 A

検査官の権限に関する次の学生AないしEの【発言】のうち、正しいものの組合せは、後記1から5までのうちどれか。

【発言】

教 授：刑事訴訟法上、検査官の権限やその行使の在り方について様々な規定がありますね。

学生A：はい。検査官は、公訴権を有していますが、証拠に基づき有罪判決を得られる高度の見込みがある場合には、公訴を提起しなければならないと定められています。

学生B：公訴権は、原則として検査官が独占していますが、裁判所の付審判決定があったときは公訴の提起があったものとみなされます。これは、起訴独占主義の例外の一つです。

学生C：第一審の判決があるまで、検査官は、公訴を取り消すことができますが、検査官が公訴を取り消すには、裁判所の許可が必要です。

学生D：検査官は、公訴を提起した後も、必要と認めるときは、自らその犯罪を捜査することができます。

学生E：検査官は、再審請求権を有していますが、有罪の言渡しを受けた者の利益のために、再審を請求することはできません。

1. A C

2. B C

3. B D

4. A E

5. D E

公訴時効に関する次のアからオまでの各記述のうち、正しいものの組合せは、後記1から5までのうちどれか。ただし、判例がある場合には、それに照らして考えるものとする。

- ア. 公訴時効期間の満了日が、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日に当たるときは、これを期間に算入しない。
- イ. 結果犯について、実行行為が終了した日と結果が発生した日が異なるとき、公訴時効は、実行行為の終了時から進行する。
- ウ. 共犯者の一人に対してした公訴の提起による時効の停止は、他の共犯者に対してその効力を有するが、この場合において、停止した時効は、当該事件についてした第一審判決の言渡し時からその進行を始める。
- エ. 一個の行為が数個の罪名に触れる觀念的競合の場合における公訴時効期間の算定については、数個の罪名を各別に論じることなく、これを一体として観察し、その最も重い罪の刑につき定められた時効期間による。
- オ. 檢察官が、A事実を起訴した後、これと一罪の関係にあると判断してB事実を訴因に追加する旨訴因変更請求をし、裁判所もこれを許可したが、審理の結果、両事実は併合罪の関係にあることが判明し、裁判所は、同許可決定を取り消した。この場合でも、B事実について、訴因変更請求によって公訴時効の進行は停止する。

1. アイ 2. アウ 3. イエ 4. ウオ 5. エオ

公訴時効に関する次のアからオまでの各記述のうち、正しいものの組合せは、後記1から5までのうちどれか。ただし、判例がある場合には、それに照らして考えるものとする。

- ア. 公訴時効期間の満了日が、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日に当たるときは、これを期間に算入しない。
イ. 結果犯について、実行行為が終了した日と結果が発生した日が異なるとき、公訴時効は、実行行為の終了時から進行する。
ウ. 共犯者の一人に対してした公訴の提起による時効の停止は、他の共犯者に対してその効力を有するが、この場合において、停止した時効は、当該事件についてした第一審判決の言渡し時からその進行を始める。
エ. 一個の行為が数個の罪名に触れる觀念的競合の場合における公訴時効期間の算定については、数個の罪名を各別に論じることなく、これを一体として観察し、その最も重い罪の刑につき定められた時効期間による。
オ. 檢察官が、A事実を起訴した後、これと一罪の関係にあると判断してB事実を訴因に追加する旨訴因変更請求をし、裁判所もこれを許可したが、審理の結果、両事実は併合罪の関係にあることが判明し、裁判所は、同許可決定を取り消した。この場合でも、B事実について、訴因変更請求によって公訴時効の進行は停止する。

1. アイ 2. アウ 3. イエ 4. ウオ 5. エオ

次のアからオまでの各記述のうち、正しいものには1を、誤っているものには2を選びなさい。
ただし、判例がある場合には、それに照らして考えるものとする。

ア. 恐喝の手段として被害者に郵送された脅迫文書の趣旨が、その内容を相当詳細に摘示しなければ判明し難いような場合には、公訴事実に脅迫文書の全文とほとんど同様の記載をしたとしても、刑事訴訟法第256条第6項に違反しない。

イ. 詐欺罪の公訴事実中に被告人の詐欺の前科を記載することは原則として刑事訴訟法第256条第6項に違反して許されないが、被告人が同前科による刑の執行猶予中である場合には、その前科を公訴事実中に記載する必要がある。

ウ. 起訴状には、裁判官に事件につき予断を生じさせるおそれのある書類その他の物を添付することが禁止されているので、検察官が勾留されている被疑者について公訴を提起する際に、起訴状の提出と同時に、被告人の逮捕状や勾留状をその裁判所の裁判官に差し出すことは許されない。

エ. 公訴事実中に裁判官に予断を生じさせるおそれのある事項を記載したときは、これによって既に生じた違法性は、その性質上もはや治癒することができず、裁判所は、判決で公訴を棄却しなければならない。

オ. 即決裁判手続においては、刑事訴訟法第256条第6項の適用はない。

次のアからオまでの各記述のうち、正しいものには1を、誤っているものには2を選びなさい。
ただし、判例がある場合には、それに照らして考えるものとする。

ア. 恐喝の手段として被害者に郵送された脅迫文書の趣旨が、その内容を相当詳細に摘示しなければ判明し難いような場合には、公訴事実に脅迫文書の全文とほとんど同様の記載をしたとしても、刑事訴訟法第256条第6項に違反しない。

イ. 詐欺罪の公訴事実中に被告人の詐欺の前科を記載することは原則として刑事訴訟法第256条第6項に違反して許されないが、被告人が同前科による刑の執行猶予中である場合には、その前科を公訴事実中に記載する必要がある。

ウ. 起訴状には、裁判官に事件につき予断を生じさせるおそれのある書類その他の物を添付することが禁止されているので、検察官が勾留されている被疑者について公訴を提起する際に、起訴状の提出と同時に、被告人の逮捕状や勾留状をその裁判所の裁判官に差し出すことは許されない。

エ. 公訴事実中に裁判官に予断を生じさせるおそれのある事項を記載したときは、これによって既に生じた違法性は、その性質上もはや治癒することができず、裁判所は、判決で公訴を棄却しなければならない。

オ. 即決裁判手続においては、刑事訴訟法第256条第6項の適用はない。

公訴の提起に関する次のアからオまでの各記述のうち、誤っているものは幾つあるか。後記1から6までのうちから選びなさい。ただし、判例がある場合には、それに照らして考えるものとする。

- ア. 公訴事実として、数個の訴因を予備的に記載することは許されない。
- イ. 起訴状の謄本が公訴の提起があった日から2か月以内に被告人に送達されなかつたため、公訴が棄却された場合、公訴の提起により進行を停止していた公訴時効は、公訴棄却の裁判が確定した時から再びその進行を始める。
- ウ. 共犯の1人に対してした公訴の提起による時効の停止は、他の共犯に対してその効力を有しない。
- エ. 檢察官は、公訴を提起するに足りる犯罪の嫌疑が十分にあると思料するときは、必ず公訴を提起しなければならない。
- オ. 公訴の提起は、緊急やむを得ない場合には、起訴状の提出によらず、口頭によることもできる。

- 1. 0個
- 2. 1個
- 3. 2個
- 4. 3個
- 5. 4個
- 6. 5個

R01-19Y 公訴の提起

KS1110 A

公訴の提起に関する次のアからオまでの各記述のうち、誤っているものは幾つあるか。後記1から6までのうちから選びなさい。ただし、判例がある場合には、それに照らして考えるものとする。

- ✗ ア. 公訴事実として、数個の訴因を予備的に記載することは許されない。
- イ. 起訴状の謄本が公訴の提起があった日から2か月以内に被告人に送達されなかつたため、公訴が棄却された場合、公訴の提起により進行を停止していた公訴時効は、公訴棄却の裁判が確定した時から再びその進行を始める。
- ✗ ウ. 共犯の1人に対してした公訴の提起による時効の停止は、他の共犯に対してその効力を有しない。
- ✗ エ. 檢察官は、公訴を提起するに足りる犯罪の嫌疑が十分にあると思料するときは、必ず公訴を提起しなければならない。
- ✗ オ. 公訴の提起は、緊急やむを得ない場合には、起訴状の提出によらず、口頭によることもできる。

1. 0個 2. 1個 3. 2個 4. 3個 5. 4個 6. 5個